

宮崎市立小学校空調設備整備等 PFI 事業

特定事業の選定

令和元年 9 月 11 日

宮崎市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定に基づき、宮崎市立小学校空調設備整備等事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定により、特定事業選定における評価の結果を公表します。

令和元年9月11日

宮崎市長 戸敷 正

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（抜粋）

（特定事業の選定）

第七条 公共施設等の管理者等は、第五条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により実施方針を公表したときは、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

（客観的な評価）

第十一条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、第八条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。

目次

第1 事業の概要.....	1
1 事業名称.....	1
2 事業目的.....	1
3 対象となる事業の概要.....	1
4 事業内容.....	1
(1) 新規設備の設計業務.....	1
(2) 新規設備の施工業務.....	1
(3) 新規設備の工事監理業務.....	1
(4) 新規設備の所有権移転業務.....	2
(5) 空調設備の維持管理業務.....	2
(6) 新規設備の移設等業務.....	2
5 事業期間.....	2
第2 市が自ら事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価.....	3
1 概要.....	3
(1) 選定の基準.....	3
(2) 定量的な評価.....	3
(3) 定性的な評価.....	3
2 コスト算出による定量的評価.....	3
(1) 算出にあたっての前提条件.....	3
(2) 算出方法及び評価の結果.....	4
3 リスク調整（市のリスク軽減に係る評価）.....	4
4 PFI方式により実施することの定性的評価.....	4
(1) 新規設備の早期整備.....	4
(2) 新規設備の性能水準及び維持管理業務水準の確保・効率化・高質化.....	4
(3) 性能発注による民間事業者の創意工夫の導入.....	5
5 総合評価.....	5

第1 事業の概要

1 事業名称

宮崎市立小学校空調設備整備等事業

2 事業目的

本事業は、児童の教育学習環境の向上を図るため、宮崎市内の市立小学校 47 校のうち 30 校（以下「対象校」といいます。）の普通教室等に新たに空調設備を整備するにあたり、事業者の技術的能力や創意工夫を取り入れることで、維持管理までを見据えた整備を早期かつ一斉に完了させるとともに、財政負担の軽減や平準化、維持管理業務の効率化等を図ることを目的としています。

3 対象となる事業の概要

本事業は、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空調設備を、対象校の普通教室等に整備するために、本事業を実施する事業者が自らの資金により、空調設備の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、市に所有権を移転して維持管理業務等を行うほか、対象校の普通教室等以外の事務室や保健室等（以下「管理諸室」といいます。）に既に整備されている空調設備の維持管理業務等を行うものです。

なお、本事業においては、新たに整備する空調設備（更新に伴い新たに整備する空調設備を含みます。）を新規設備、既に整備されている空調設備で維持管理業務の対象となるものを既存設備とします。

新規設備とは、室内機、室外機及び配管並びに本事業において整備される一切の設備をいいます。また、新規設備及び既存設備を合わせて空調設備とします。

4 事業内容

本事業では、以下の業務を行うものとします。

(1) 新規設備の設計業務

- ① 新規設備の設計のための事前調査業務
- ② 新規設備の設計業務（各対象校の設計図書の作成等）
- ③ その他付随する業務（調整、報告、申請、検査等）

(2) 新規設備の施工業務

- ① 施工のための事前調査業務
- ② 新規設備の施工業務（当該新規設備の導入に伴い、関連するすべての工事（仮設工事、エネルギー関連の設備・配管の整備・改修、植栽その他既存施設の移設・復元等））
- ③ その他付随する業務（調整、報告、申請、検査等）

(3) 新規設備の工事監理業務

- ① 新規設備の施工に係る工事監理業務
- ② その他付随する業務（調整、報告、申請、検査等）

(4) 新規設備の所有権移転業務

- ① 施工完了後の市への新規設備の所有権の移転業務

(5) 空調設備の維持管理業務

- ① 空調設備の維持管理のための事前調査業務
- ② 事業期間にわたる新規設備の性能の維持に必要な業務（点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等）
- ③ 新規設備に係る緊急時対応業務（問い合わせ対応、緊急出動、緊急修繕等）
- ④ 新規設備の運用に係るデータ計測・記録業務
- ⑤ 新規設備の運用に係るアドバイス業務（機器の使用方法に係る説明書の作成等）
- ⑥ 空調設備の法定点検業務（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づく点検業務等）
- ⑦ 既存設備の点検・フィルター清掃等
- ⑧ その他付随する業務（維持管理業務計画書等の作成・提出、維持管理記録の提出・報告、セルフモニタリングによる確認、市が行うモニタリングへの協力等）

なお、エネルギー供給については、本事業の範囲に含めないものとします。

また、空調設備の運転に必要なエネルギー費用については、市が負担します。

(6) 新規設備の移設等業務

対象校の統廃合や施設の改修工事、設備工事等により新規設備の移設、増設、廃棄等（以下「移設等」といいます。）が必要となった場合の新規設備の移設等業務。

なお、新規設備の移設等業務に要する費用については、市の負担とします。

5 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日（令和2（2020）年6月下旬を予定）から、令和16（2034）年3月31日までの約14年間とします。

第2 市が自ら事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

1 概要

(1) 選定の基準

本事業に PFI 方式を導入することによって、事業期間を通じた市の財政負担額の軽減を期待できること、又は市の財政負担額が同一の水準にある場合において、サービスの水準の向上が期待できることを選定の条件としました。

(2) 定量的な評価

市の財政負担額の算定にあたっては、将来見込まれる財政負担の各年度額（想定される市の支出から収入を差し引いたもの）を算出のうえ、これを現在価値に換算して累計することで評価を行いました。

(3) 定性的な評価

上記の財政負担額の算定に加えて、本事業を PFI 方式により実施する場合の定性的な評価を行いました。

2 コスト算出による定量的評価

(1) 算出にあたっての前提条件

本事業において、市が自ら実施する場合の市の財政負担見込額と、PFI 方式により実施する場合の市の財政負担見込額との比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定しました。

なお、これらの前提条件は市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではありません。

項目	市が自ら実施する場合	PFI 方式により実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ① 新規設備整備費（設計費、施工費、工事監理費） ② 空調設備維持管理費 ③ 市債支払利息 	<ul style="list-style-type: none"> ① 新規設備設計・施工等のサービス対価（設計費、施工費、工事監理費、民間資金借入支払利息等） ② 空調設備維持管理のサービス対価 ③ 市債支払利息 ④ SPC 組成・維持経費 ⑤ アドバイザー・モニタリング費用
共通の条件	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業期間：令和 2（2020）年 6 月から令和 16（2034）年 3 月末（約 14 年間） ② 事業規模： <ul style="list-style-type: none"> ・新規設備：対象校 30 校の普通教室等 664 教室における整備及び維持管理 ・既存設備：対象校 30 校の管理諸室 183 教室における維持管理 ③ 割引率：0.964% 	
施設整備及び維持管理に関する費用	○ 類似事業における経費実績等に基づき設定。	○ 類似事業における経費実績等を勘案しつつ、近年の物価水準等に基づき、民間事業者の創意工夫が発揮されることを想定して設定。

資金調達の内訳	① 国庫交付金 ② 市債 ③ 一般財源	① 国庫交付金 ② 市債 ③ 一般財源 ④ 民間資金
---------	---------------------------	-------------------------------------

(2) 算出方法及び評価の結果

前提条件に基づき、本事業を市が自ら実施した場合の市の財政負担見込額と PFI 方式により実施する場合の市の財政負担見込額を、事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較しました。

この結果、本事業を市が自ら実施する場合に比べ、PFI 方式により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が約 7%程度削減されることが期待できます。

3 リスク調整（市のリスク軽減に係る評価）

市が自ら実施する場合には事業に関するリスクを移転・軽減することは困難ですが、PFI 方式により実施する場合には、市と事業者間で適正なリスク分担を行うことにより、市のリスク軽減が図られることが期待できます。

具体的には、設計、施工、維持管理等の各業務の実施に係るリスク、新規設備の性能や品質に関するリスク、エネルギーコストに関するリスク等の一部について、事業者側に移転できるリスクがあります。

これらのリスク軽減については、客観的な根拠に基づく定量化が困難なため、上記の定量的評価の積算には含めないこととしましたが、相応の効果が見込まれるものと判断しました。

4 PFI 方式により実施することの定性的評価

本事業を PFI 方式により実施した場合、定量的な効果である市の財政負担見込額の軽減が期待できることに加え、次のような定性的な効果が期待できます。

(1) 新規設備の早期整備

従来の公共事業では、設計、施工、維持管理等の各業務を個別に発注や契約等をするため、手続きに時間を要するとともに、施工発注までに必要な設計を全て市で完了させる必要があり、整備完了までに一定の期間を要することになりますが、PFI 方式により実施する場合は、一括しての発注や契約等を行うことが可能となり、設計・施工に要する期間が短縮化され、早期の整備完了が期待できます。

(2) 新規設備の性能水準及び維持管理業務水準の確保・効率化・高質化

PFI 方式により実施する場合、全対象校の設計、施工、維持管理等の各業務を一括発注することが可能となり、導入される新規設備の性能や仕様条件等が統一されることで、各対象校のエネルギー使用状況の把握や対象校間の比較が容易になるとともに、維持管理業務の効率化を図ることができると考えられます。

また、設計、施工、維持管理等の各業務に関して、事業者が一体的かつ包括的に

責任を負うことにより、効率的な施工、維持管理、メンテナンスが可能な機器の導入が図られることが期待できるとともに、維持管理期間を含めた事業期間中の性能保証を求めることが可能となります。

このことにより、性能モニタリングの実施（消費エネルギー量等の計測に基づく所要の性能達成度合の確認等）を通じた品質の確保、さらにはモニタリングデータを活かした各対象校への省エネ運用の指導など、多面的な効果が期待できます。

(3) 性能発注による民間事業者の創意工夫の導入

PFI 方式により実施する場合、従来の公共事業で行われる仕様発注ではなく、性能発注となることから、民間事業者の様々な創意工夫を引き出すことが可能になると考えられます。これにより、本事業に必要となる質の高いサービスが効率的かつ効果的に提供されることが期待できます。

5 総合評価

本事業を PFI 方式により実施することにより、市が自ら実施した場合と比較して、定量的評価において約 7% 程度の市の財政負担見込額の軽減が期待できるとともに、定性的評価においても高い効果を期待することができます。

以上により、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認め、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定するものとします。